

宮古都市計画道路の変更 概要図



1・3・1号三陸縦貫自動車道宮古線(岩手県決定)

	現計画	変更案
路線番号	1・3・1	1・3・1
路線名	三陸縦貫自動車道宮古線	三陸縦貫自動車道宮古線
延長	4,820	4,840
代表幅員	22	22
車線数	4	4
変更概要	復興事業の整備状況に合わせて変更するもの。	

1・3・2号宮古盛岡横断道路宮古線(岩手県決定)

	現計画	変更案
路線番号	1・3・2	1・3・2
路線名称	宮古盛岡横断道路宮古線	宮古盛岡横断道路宮古線
延長	7,320	7,310
代表幅員	22	22
車線数	4	4
変更概要	復興事業の整備状況に合わせて変更するもの。	

3・4・3号本町高浜線(岩手県決定)

	現計画	変更案
路線番号	3・4・3	3・4・3
路線名称	本町高浜線	本町高浜線
延長	3,810	3,810
代表幅員	20	20
車線数	4	4
変更概要	1・3・2号宮古盛岡横断道路宮古線の変更に伴う交差点隅切りの変更するもの。	

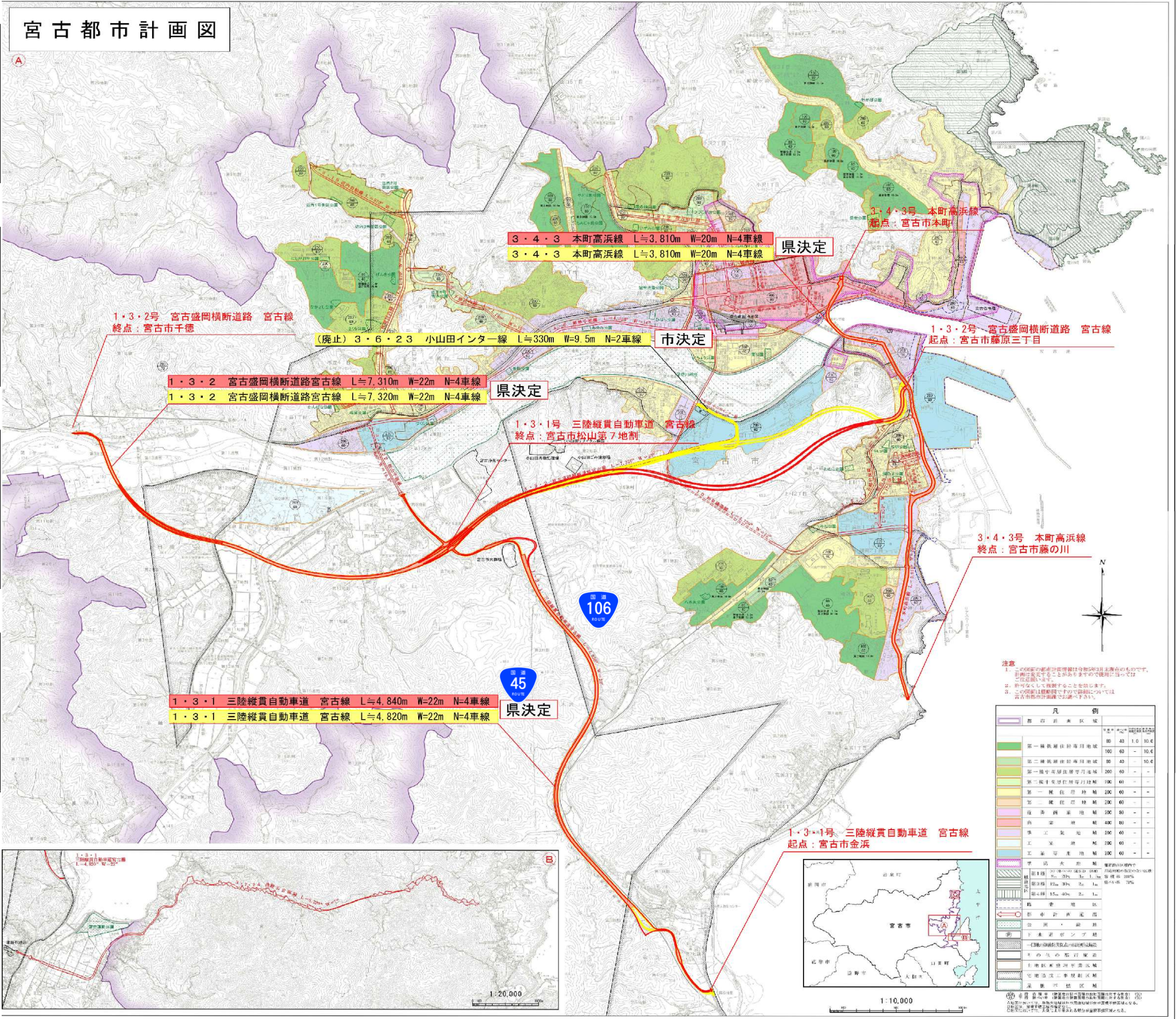
3・6・23号小山田インター線(宮古市決定)

	現計画	変更案
路線番号	3・6・23	廃止
路線名称	小山田インター線	
延長	330m	
代表幅員	9.5m	
車線数	2	
変更概要	1・3・2号宮古盛岡横断道路宮古線の変更に伴い路線を廃止するもの。	

凡例

変更前	〇〇線 W=〇m L=〇m N=〇車線
変更後	〇〇線 W=〇m L=〇m N=〇車線

宮古都市計画図



注意

- この図面の都市計画図は、現行の都市計画図に基づいて作成されたもので、実際の状況と異なる場合があります。
- 都市計画図は、都市計画の施行に必要となるもので、都市計画の施行に当たっては、都市計画図に基づいて実施する必要があります。
- この図面の都市計画図は、都市計画の施行に必要となるもので、都市計画の施行に当たっては、都市計画図に基づいて実施する必要があります。

凡例

色	用途地域	用途制限
緑	第一種低層住居専用地域	100 40 10.0
黄緑	第二種低層住居専用地域	100 40 10.0
黄	第一種中高層住居専用地域	100 60 -
オレンジ	第二種中高層住居専用地域	100 60 -
赤	第一種商業地域	200 60 -
赤	第二種商業地域	200 60 -
赤	第三種商業地域	200 60 -
赤	第四種商業地域	200 60 -
赤	第五種商業地域	200 60 -
赤	第六種商業地域	200 60 -
赤	第七種商業地域	200 60 -
赤	第八種商業地域	200 60 -
赤	第九種商業地域	200 60 -
赤	第十種商業地域	200 60 -
赤	第十一種商業地域	200 60 -
赤	第十二種商業地域	200 60 -
赤	第十三種商業地域	200 60 -
赤	第十四種商業地域	200 60 -
赤	第十五種商業地域	200 60 -
赤	第十六種商業地域	200 60 -
赤	第十七種商業地域	200 60 -
赤	第十八種商業地域	200 60 -
赤	第十九種商業地域	200 60 -
赤	第二十種商業地域	200 60 -